

○法務省告示第 号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 目的</p> <p>この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定</p>	<p>第一 目的</p> <p>この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定</p>

「という。」の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から令和三年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞

「という。」の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から令和二年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞

在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」

在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」

長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師国家試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年年度看護師国家試験」という。）、平成二十

長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師国家試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年年度看護師国家試験」という。）、平成二十

九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）若しくは令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令

九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）若しくは令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験（以

和六年度看護師国家試験」という。)又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。)、平成二十五年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。)、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。)、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。)、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。)、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。)、平成三十年に実施される介護福祉士試験(以下「平成三

下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。)、平成二十五年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。)、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。)、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。)、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。)、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験(以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。)、平成三十年に実施される介護福祉士試験(以下「令和

十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう

元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とする

。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 特例インドネシア人看護師候補者 一の二に

ため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 特例インドネシア人看護師候補者 一の二に

掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年入国特例インドネシア人看護師候補者

掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年入国特例インドネシア人看護師候補者

、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。

「一の二〇一の十三 略」

一の十四 令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和二年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和五年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格

、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。

「一の二〇一の十三 同上」

一の十四 令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和二年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和五年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格

の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたもの及び当該変更を受けた者であつて、当該変更後の在留資格に伴う在留期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留期間の更新を受けたものをいう。

一の十五 令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和三年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格

の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

「号を加える。」

の取得を目指すことを目的に、この告示による
特例として在留資格の変更を受けたものをいう
。

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者 二の
二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア
人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十
一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補
者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例イ
ンドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げ
る平成二十三年度入国特例インドネシア人介護
福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度
入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二
の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネ
シア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成
二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者 二の
二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア
人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十
一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補
者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例イ
ンドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げ
る平成二十三年度入国特例インドネシア人介護
福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度
入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二
の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネ
シア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成
二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士

候補者、二の九に掲げる平成二十七年度入国特
例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に
掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人
介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十
九年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補
者、二の十二に掲げる平成三十年入国特例イ
ンドネシア人介護福祉士候補者、二の十三に掲
げる令和元年度入国特例インドネシア人介護福
祉士候補者又は二の十四に掲げる令和二年度入
国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう
。

〔二の二〇二の十三 略〕

二の十四 令和二年度入国特例インドネシア人介
護福祉士候補者 令和二年度に本邦に入国した
インドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定

候補者、二の九に掲げる平成二十七年度入国特
例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に
掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人
介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十
九年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補
者、二の十二に掲げる平成三十年入国特例イ
ンドネシア人介護福祉士候補者又は二の十三に
掲げる令和元年度入国特例インドネシア人介護
福祉士候補者をいう。

〔二の二〇二の十三 同上〕

〔号を加える。〕

附属書十第一編第六節２の規定に基づき滞在が許可される期間内又はその期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

〔三〇六 略〕

第三 「略」

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一〇四 略〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整

〔三〇六 同上〕

第三 「同上」

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一〇四 同上〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整

機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1〕12 略〕

13 令和二年度入国特例インドネシア人看護師

候補者 令和六年一月一日及び令和七年一月一日

14 令和三年度入国特例インドネシア人看護師

候補者 令和七年一月一日

15 〔略〕

機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1〕12 同上〕

13 令和二年度入国特例インドネシア人看護師

候補者 令和六年一月一日

〔号の細目を加える。〕

14 〔同上〕

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ	27	令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和七年一月一日	
	26		[略]
	25		[略]
	24		[略]
	23		[略]
	22		[略]
	21		[略]
	20		[略]
	19		[略]
	18		[略]
	17		[略]
	16		[略]

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ		「号の細目を加える。」	
	25		[同上]
	24		[同上]
	23		[同上]
	22		[同上]
	21		[同上]
	20		[同上]
	19		[同上]
	18		[同上]
	17		[同上]
	16		[同上]

定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～12 略〕

13 令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和五年十月一日及び令和六年十月一日

14 令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和六年十月一日

15 〔略〕

16 〔略〕

17 〔略〕

18 〔略〕

19 〔略〕

20 〔略〕

定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～12 同上〕

13 令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和五年十月一日

〔号の細目を加える。〕

14 〔同上〕

15 〔同上〕

16 〔同上〕

17 〔同上〕

18 〔同上〕

19 〔同上〕

21	〔略〕
22	〔略〕
23	〔略〕
24	〔略〕
25	〔略〕
26	〔略〕
27	令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和六年十月一日
七	〔略〕
第五	特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手續
一	第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を

20	〔同上〕
21	〔同上〕
22	〔同上〕
23	〔同上〕
24	〔同上〕
25	〔同上〕
七	〔同上〕
第五	特例としての在留資格の変更の手續
一	第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を

通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十一条に規定する在留期間の更新の手續（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

〔1～12 略〕

13|| 令和二年度入国特例インドネシア人看護師

候補者 令和六年度看護師国家試験

14|| 令和三年度入国特例インドネシア人看護師

候補者 令和六年度看護師国家試験

15|| 〔略〕

16|| 〔略〕

17|| 〔略〕

18|| 〔略〕

19|| 〔略〕

20|| 〔略〕

21|| 〔略〕

22|| 〔略〕

23|| 〔略〕

24|| 〔略〕

〔1～12 同上〕

〔号の細目を加える。〕

〔号の細目を加える。〕

13|| 〔同上〕

14|| 〔同上〕

15|| 〔同上〕

16|| 〔同上〕

17|| 〔同上〕

18|| 〔同上〕

19|| 〔同上〕

20|| 〔同上〕

21|| 〔同上〕

22|| 〔同上〕

25| 「略」

26| 「略」

二 「略」

三 病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、令和五年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得又は令和六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとする令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士

23| 「同上」

24| 「同上」

二 「同上」

三 病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、令和五年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとする令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を六月とする許可を受けるものとする。

候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し、在留期間を六月とする許可を受けるものとする。

四 三の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

五 「略」

六 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四 三の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

五 「同上」

六 「同上」